

# きみつ地域づくり協議会 ガイドライン

(2024年4月)



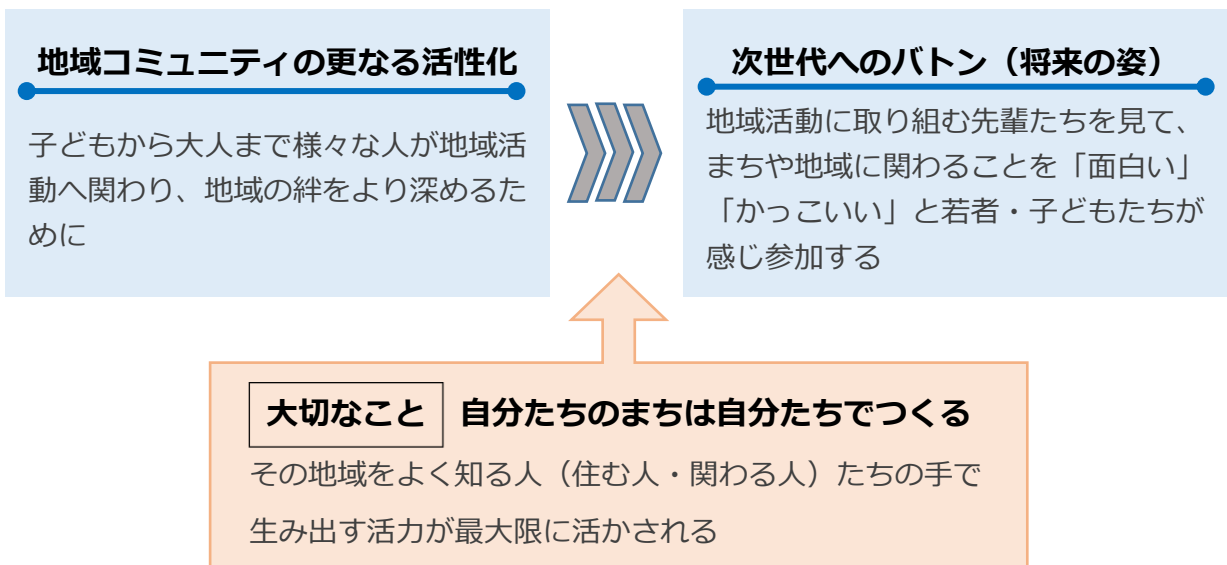
## もくじ

はじめに.....	2
(1) 地域のために、自らの意思で、自ら責任をもって動く地域づくり	
(2) なぜ、いま「地域づくり協議会」なのか	
(3) 制度の目的	
(4) 設置単位	
(5) どんな仕組みか	
(6) 構成員	
(7) 組織体制のイメージ	
1. きみつ地域づくり協議会とは？ .....	3
(1) 設立準備会	
(2) 地域づくり協議会	
2. 地域づくり協議会をつくるには .....	7
(1) 設立準備会	
(2) 地域づくり協議会	
3. 地域づくり協議会の事業(活動) .....	10
(1) 協議会で行う事業や組織運営	
(2) 協議会では行わない事業	
4. 市との関係・市の役割 .....	12
(1) まちづくりのパートナーを目指して	
(2) 伴走的な支援	
5. 君津市地域づくり協議会等への交付金 .....	15
(1) 君津市地域づくり協議会準備会運営交付金	
(2) 君津市地域づくり協議会交付金	
(3) 経費区分	
6. Q&A.....	18
7. 各種様式.....	20

## はじめに ～君津の「まちづくり」の目指す方向性～

令和4年3月に策定した、「むすぶ～多様な“むすび”により君津の未来を創る～」を行動指針とする君津市総合計画では、「市民・事業者・行政・学術機関など様々な主体がともにまちづくりをすすめることで、あらゆる市民にとって住みよい魅力的なまちを目指し」、「子どもから大人まで様々な人々が意欲的に地域活動へ加わり、地域のきずなをより深めることができるよう地域コミュニティの更なる活性化を図る」として、市民や市民団体との連携による課題解決の促進や、地域・住人が主役となってまちづくりを行う仕組みの構築に取り組むことで、将来都市像の「ひとが輝き幸せつなぐきみつ」の実現を目指しています。

### ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ



# 1. きみつ地域づくり協議会とは？

## (1) 地域のために、自らの意思で、自ら責任を持って動く地域づくり

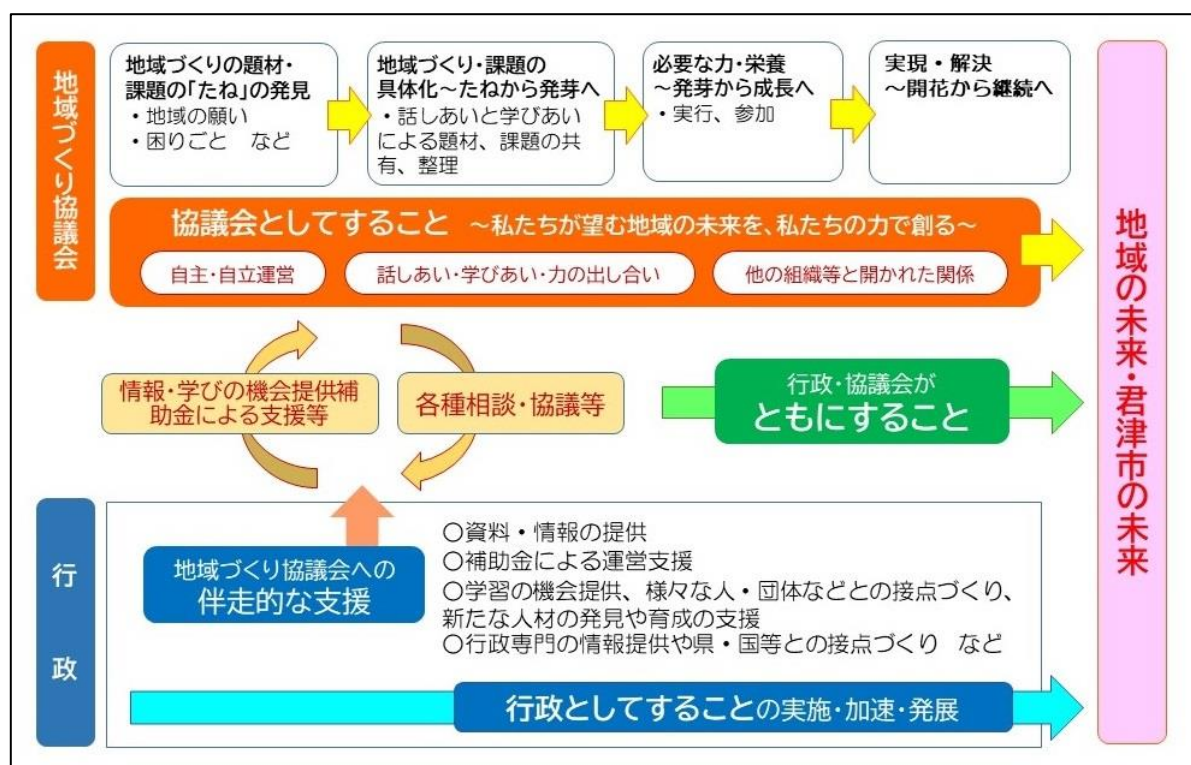
このガイドラインでご案内する「きみつ地域づくり協議会」は…

- ①自分たちで地域に必要なことを考え、
- ②自分たちで協議・調整・計画し、
- ③自分たちの責任で実行する

組織です。

つまり、市が主導するような取組ではなく、地域のために、自らの意思で、自ら責任を持って動く地域づくりの制度です。

また、このような意思のあるみなさんが集う地域で、動き出すことができる仕組みとしています。



地域に暮らす皆さんが、自分たちが望む地域の未来を考え、それにむけて自分たちで活動する時に、市が伴走的な支援を行う、協働によるまちづくりの仕組みです。

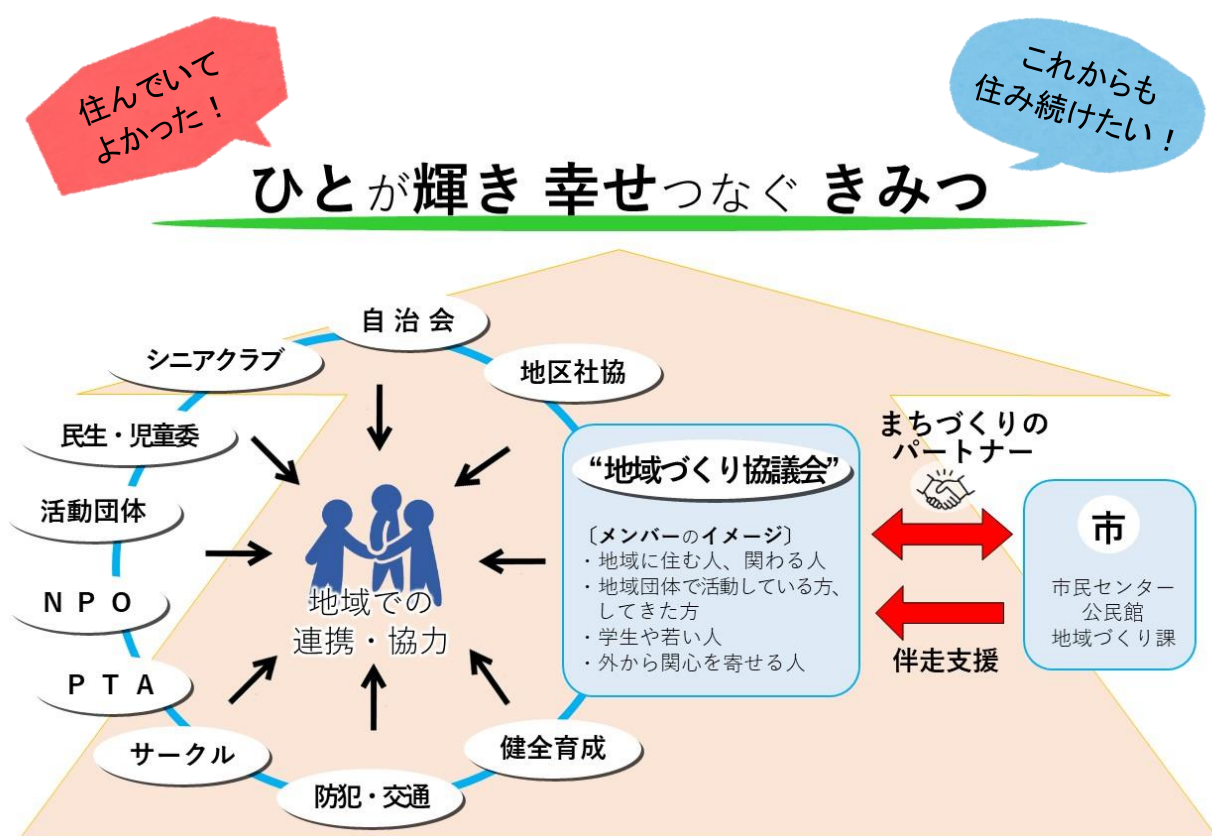
## (2)なぜ、いま「地域づくり協議会」なのか

自分の暮らすまちが活力に満ちた魅力あふれるまち、住みよいまちでありたいというのは、誰もが考えることです。しかし、少子高齢化・人口減少により、これまで地域や暮らしを支えてきた活動や団体の担い手不足、コミュニティ機能の低下、インフラや生活関連サービスの縮小などが見られています。

市域が広く、地域ごとの多様な特性を有する本市においては、それぞれの地域で抱える課題も多種・多様化しています。これらの課題を、地域住民共有の課題として明らかにしていくことが、「あらゆる市民にとって住みよい魅力的なまち」の実現の第一歩となると考えています。

これらの課題に対しては、これまでも市の施策や市民による様々な自助活動で、その解決に向けた取り組みを進めてきました。しかし、地域活動の担い手不足やコミュニティ機能の低下などの課題が根本にあり、新たなアプローチが必要な状況となっていました。

そこで、令和6年度から、本市のまちづくりにおける新たな仕組みとしてスタートするのが、「きみつ地域づくり協議会」です。



### (3) 制度の目的

地域に住んでいる人やその地域に関心を寄せる人が、主体的に「地域づくり」に取り組むことで、更なる地域コミュニティの活性化と多様な住民自治(地域自治)の実現を目指します。

(言葉の意図)

- ・「**地域**」…市内8つの公民館エリアを基本に考えます。
- ・「**関心を寄せる人**」…その地域で働く人や学ぶ人、出身の人、関りを持ちたいと思う人も想定します。
- ・「**地域づくり**」…地域の特色ある文化や資源を活かしながら、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、地域の課題解決や活性化に取り組む活動を言います。特にここでは、地域に活力や誇りを生み出すことや地位の困りごとなど、地域共有のテーマへの自主的活動を指します。
- ・「**多様な住民自治**」…“自分たちのまちは自分たちでつくる”をこれまでの取組に加えて、様々なアプローチで取り組むことを指します。

### (4) 設置単位

市内8つの公民館エリアを基本とし、1つのエリアに1つの協議会が設置できます。  
また、公民館分館(貞元、松丘、亀山)のエリアを対象とした設置も可能です。



## (5) どんな仕組みか

### 地域の実情、ペースに合わせて

協議会の発足の有無や、組織体制、活動内容等は、市内一律にするものではなく、地域の実情に合わせてスタートし、また地域の特性や地域での協議により、内容が決まっていくものです。

### 「やりたい！」の想いがある

充て職や輪番だけに頼ることなく、有志の個人による構成を基本とすることで、既存の組織の負担を増やさずに、新しい動きを生み出す仕組みです。

### 地域での話し合いが根幹にある

目指す地域の方向性や、その実現のために必要な具体的な活動(事業)について、話し合い、取りまとめ、自ら取り組む仕組みです。

### 総合的な活動をする

話し合いで定めた「目指す地域の方向性」や「そのために必要な具体的な活動」を念頭に置くものであり、複数の分野における総合的な活動の実施を目指すことを想定します。

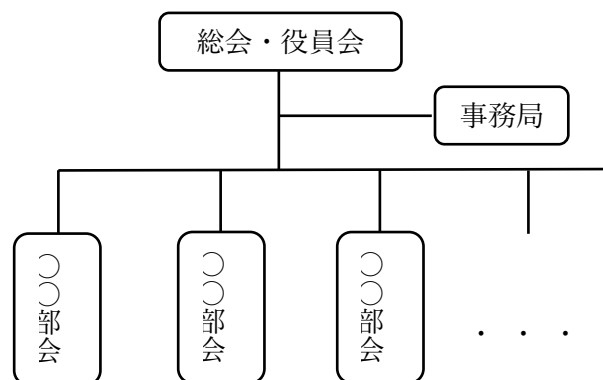
## (6) 構成員

- ・地域住民等(地域住民、地域団体関係者等)
  - ・在住、在勤、在学でなくても、その地域に関心を寄せる人
- ※公募による有志の個人を基本とし、常に自由に入退会が可能な組織とします。

## (7) 組織体制イメージ

事業の立案、実施及び会計処理を的確に行うことができるように、事業内容や規模に応じた組織体制を考え、整えていきます。

(例えば)



## 2. 地域づくり協議会をつくるには

### ◆設立までのプロセス



### (1) 設立準備会

#### ①参加者を募集し、団体として発足 **市**

「やってみたい！」という住民の声が多く聞かれ、機運の高まった地域から順に、市が参加者を公募します。公募は、自治会回覧や市のホームページへの掲載、SNS配信、そして地域のみなさんによる地域への声掛けを中心に行います。自治会等の既存の地域団体からの参加も積極的に呼びかけます。

そこに集まった皆さんで、設立準備会を発足します。

#### 設立準備会の要件

- (1) 市の募集に応じた10名以上の地域住民等で構成されていること
- (2) 代表者が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める組織

#### ②地域での話し合い **団体**

設立準備会では、半年から1年程度の時間（※）をかけ、目指す地域のあり方や地域課題の洗い出し、その解決方法等について、自治会等の地域団体も交えて十分に話し合いを行い、事業計画や組織体制についてとりまとめるなど、地域づくり協議会の設立に向けた準備を行います。

なお、設立準備会が動きはじめた後も、常に地域住民等の自由な参加が保証されている（途中からの参加もできる）取組とします。



### 設立準備会の活動

- (1) 地域づくり協議会の設立に向けた準備としての調査・話し合い
  - ① 目指す地域像、地域の課題や資源、課題への解決策
  - ② 地域住民共有のテーマと、それに向けて必要となる手法や活動
  - ③ 地域づくり協議会のあり方（規約等の作成や設立に向けた準備）
- (2) 協議の結果を広く対象地域に公表し、対象地域関係者から意見をj得る機会を持つ
- (3) その他、協議会の設立に関し必要なこと

〔※設立準備会の活動は原則として2年以内とします。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。〕

### ③準備会運営交付金の申請 **団体**

地域での話し合いにより、設立準備会で行う活動が決まり、活動に資金が必要となった場合は、申請に応じて「地域づくり協議会準備会運営交付金」の交付を受けることができます。（交付金の詳細は、「[5 君津市地域づくり協議会等への交付金](#)」に記載）  
この時、下記の交付要件があります。

#### 交付要件

- (1) 10名以上の地域住民等で構成されていること。
- (2) 組織の名称、目的、事業内容、役員に関する事項等を記載した会則等を有していること。
- (3) 代表者が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (4) 事業の立案、実施及び会計処理を的確に行える体制があること。

## (2) 地域づくり協議会

### ⑤あらためて参加者を募集 **団体**

設立準備会で行った話し合いの結果や、「地域づくり協議会」の組織概要などを地域に公表・周知し、協議会の設立に向け、あらためて参加者を募集します。

### ⑥新組織の設立総会を開催し、地域づくり協議会として市へ申請 **団体**

次頁の要件を満たした組織は、「(第8号様式)君津市地域づくり協議会認定申請書」に必要書類を添えて、市に申請を行います。

### 地域づくり協議会の要件

- (1) 設立準備会において十分な議論等を経て、協議会として設立する旨の意思決定をしていること。
- (2) 地域づくりに関し対象区域を代表すると認められる団体であること。  
(対象区域の連合自治会から協議会として活動することの了承を得ていることなどを想定)
- (3) 10人以上の地域住民等で構成されていること。
- (4) 団体の目的、名称、所在地、構成員、代表者、代表者及び役員を選出方法、意思決定機関の設置、意思決定方法、会計、監査その他団体を運営するために必要な事項を明記した規約等を定めていること。
- (5) 規約等の中に、次に掲げる事項と同等の表現が明記されていること。
  - ア 地域の課題解決や活性化に主体的に取り組むこと。
  - イ 地域住民等の誰もが希望すれば、団体の活動に参加できる資格を有すること。
  - ウ 対象区域で活動する他の公的な団体と協力及び連携を図ること。
- (6) 代表者が民法第4条に規定する成年であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

前述の要件にかかわらず、次に掲げる団体は協議会として認定しない。

- ・ 宗教又は政治を目的とする団体
- ・ 営利活動を主たる目的とする団体
- ・ 法令、条例等に反する団体
- ・ 公の秩序又は善良な風俗を害する団体

### ⑦地域づくり協議会として認定 **市**

市長からの認定を得て、該当地域の「地域づくり協議会」となります。

### ⑧地域づくり協議会として活動スタート **団体**

活動の計画や結果について、定期的に地域に広く公表し、地域の意見を得ながら活動を進めていきます。

地域づくり協議会として認定を受けた団体は、申請に応じて活動資金の支援を受けることができます。(交付金の詳細は「[5 君津市地域づくり協議会等への交付金](#)」に記載)

### 3. 地域づくり協議会の事業(活動)

#### (1) 協議会で行う事業や組織運営とその方向性

- 地域づくり協議会では、設立準備会等の協議結果に基づき、目指す地域の方向性やその実現のため、地域に活力や誇りを生み出すことや地域の困りごとなど、地域住民共有の課題(テーマ)に向けて、自主的・主体的に事業に取り組みます。
- 協議会の事業(活動)は、「目指す地域の方向性やそのために必要な具体的な取組」を念頭に置くものです。よって、活動が、限定的なテーマのみに留まるものではなく、複数分野において地域コミュニティの活性化に資する総合的な活動であること、また年間を通じたものであることが想定されます。

～想定される「分野」のイメージの例～

- 地域情報の総合的な収集や発信(地域プロモーション)
- 地域における交流人口、関係人口、定住人口の創出
- 地域の自治会や各種団体の支援やネットワーク化
- 地域における新たなイベントの実施や既存イベントの支援
- 地域の特産品開発
- 地域人材の発掘や活用
- 地域の歴史・文化の伝承、自然資源の活用
- 地域の資源、課題、暮らしなどを基にした、新たな活動やソーシャルビジネス
- 地域の暮らしを支える仕組みづくりに資するもの
- 地域の経済循環に資するもの

- 必要に応じて自治会や地域内の各種団体等と連携・協力しながら、地域全体で「目指す地域」のための事業に取り組みましょう。

< 例えば… >



- 活動、事業及び協議の結果を、定期的に広く公表し、対象地域の関係者から意見を  
得る機会を持ちましょう。
- 会議の持ち方や連絡方法、組織体制など、幅広い年齢や性別、多様な立場の方が  
参加しやすい組織運営や活動を行いましょう。
- 協議会設立後も、「地域に開かれた組織」として、自治会や各種地域団体との情報  
共有又は連携及び協力を努めるもと共に、常に新しい方の自由な参加が保証され  
ている組織運営としましょう。
- 市と日常的に協議の機会を持ち、連絡調整を行いましょう。またその中で、市と協  
働で取り組む事業(活動)についての提案も可能です。

## (2)協議会では行わない事業

協議会では、次のような事業(活動)は実施しないものとします。

- ・法令、条例等に反するもの
- ・特定の宗教、または特定の教派、宗派もしくは教団の支援を目的とするもの
- ・特定の政党や政治家の利害または支援に関するもの
  - 一方で、地域の暮らしの課題の多くは、政治的論点を含む事柄が多いことから、これらに関する活動(事業)を妨げるものではありません。例えば・・・
- ・営利を主たる目的としたもの
  - 営利目的とは、利潤の再分配を目的とするものを指します。
  - 活動により収入を得て、人件費や消耗品費等の必要経費に充てることは問題ありません。
- ・公の秩序または善良な風俗を害するもの

## 4. 市との関係・市の役割

### (1) まちづくりのパートナーを目指して

地域づくり協議会の事業(活動)が充実することで、地域づくり協議会と市が、次の「6つの原則」に基づき、君津市のまちづくりにおける協働のパートナーとして、共に取り組んでいけるようになることを目指しています。

#### (協働の6つの原則)

1. 対等の原則・・・互いに対等の立場に立つこと
2. 目的共有の原則・・・協議会と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること
3. 自主性尊重の原則・・・それぞれの活動が自主的に行われることを尊重すること
4. 相互理解の原則・・・それぞれの長所、短所や立場を理解し合うこと
5. 補完の原則・・・相互に助け合い、協力し合うこと。お互いが学び合い成長するよう努めること
6. 情報共有の原則・・・情報を共有しながら事業を進めていくこと

### (2) 伴走的な支援

自主的・自立的に運営される地域づくり協議会ですが、設立の準備段階から、設立、運営など、各段階に応じて、市による伴走的な支援を行います。

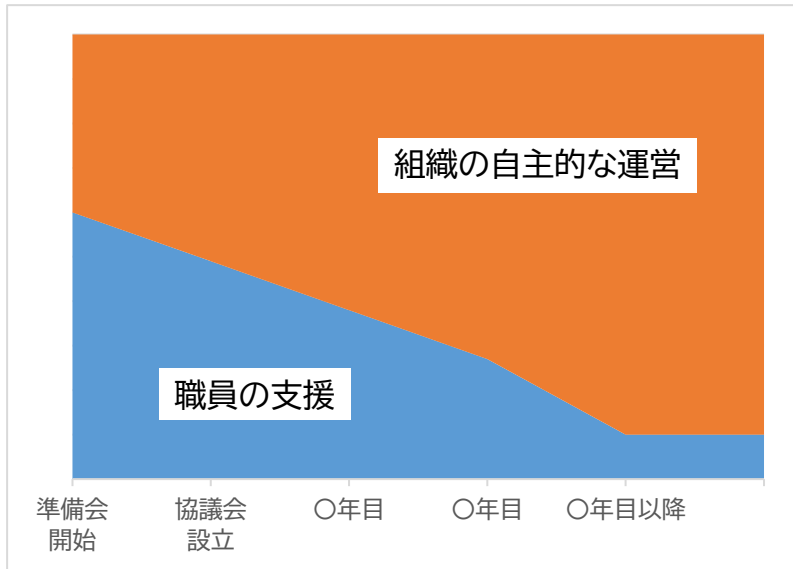
<b>ひと 担当職員</b> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 市との調整窓口</li><li>✓ 資料や情報の提供</li><li>✓ 学習等の機会提供</li><li>✓ 県・国等との接点づくり(研修, 交付金交付金, 表彰等)</li></ul>	<b>しきん 交付金制度</b> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 申請に応じた、組織運営・活動への交付</li></ul>	<b>しくみ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 市による承認</li><li>✓ 市との情報交換</li><li>✓ 市との協働事業の実施などの提案</li><li>✓ 行政施策への反映</li></ul>
---	---	--

#### ① ひと

設立準備会が設置される地域には、担当の職員を配置し、側面的な支援を行います。

地域づくり協議会は、自主的・自立的に運営される組織であるため、段階に応じた支援により、協議会の主体的な活動につなげていきます。

発足後数年で、会議などの団体運営や事務に関する支援などではなく、「行政でなければできないこと」に絞った支援となることを想定しています。(具体的な支援内容は14ページの表参照)



左のグラフは、担当職員の支援と自主的な運営の変化をイメージしたものです。

スタート時（設立準備会）は、一定の支援を行いますが、数年後には協議会主体の運営としていきます。

## ② 資金

協議会の設立準備及び協議会設立後の活動を支援する交付金を交付します。  
（交付金の詳細は、「5. 君津市地域づくり協議会等支援交付金」に記載）

## ③ しきみ

「地域づくり協議会」を市長が認定し、各地域における特色ある地域づくりを推進します。

地域づくり協議会と市の協力連携事業にも取り組みます。

(市が行う支援内容)

時期	団体	必要に応じて実施する市による支援		
団体発足～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での話し合い</li> <li>・設立準備会設立に向けた準備(会議開催)</li> <li>・会則等の作成</li> <li>・市への申請(申請書類作成含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回キックオフ会議の開催</li> <li>・第2回以降の会議(地域での協議)の運営支援</li> <li>・市への申請手続きに関する情報提供</li> <li>・設立準備会の設立総会開催支援</li> </ul>		
設立準備会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での話し合い</li> <li>・地域団体との連携</li> <li>・地域住民への情報発信</li> <li>・市への交付金申請</li> <li>・交付金の管理</li> <li>・情報の記録、管理</li> <li>・市との相談、協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議(地域での協議)の運営支援</li> <li>・交付金の事務手続き支援</li> <li>・資料、情報の提供</li> <li>・学習の機会提供</li> <li>・様々な人や団体などとの接点づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな人材の発見や育成の支援</li> <li>・コーディネーター等の仲介</li> <li>・交付金による運営支援</li> <li>・団体との協議</li> </ul>	
地域づくり協議会発足～ 市の認定を受けるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立準備会の結果の公表</li> <li>・協議会構成員の募集</li> <li>・設立総会の準備から開催</li> <li>・市への申請(申請書類作成含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員募集の支援(自治会回覧、市ホームページ、SNS等)</li> <li>・会議の運営支援</li> <li>・設立総会の開催支援</li> <li>・市への申請事務手続き支援</li> </ul>		
地域づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織運営と事業の実施</li> <li>・市への交付金申請</li> <li>・市との相談、協議</li> </ul>	1年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の運営支援</li> <li>・広報や周知の支援</li> <li>・交付金の事務手続き支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市との連絡・調整</li> <li>・資料や情報の提供・共有</li> <li>・学習等の機会提供</li> </ul>
		2年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報や周知の支援</li> <li>・交付金の事務手続き支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な人や団体などとの接点づくり</li> <li>・県・国等との接点づくり</li> </ul>
		3年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金の事務手続き支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(研修、交付金・交付金、表彰事業等)</li> </ul>
		4年目～		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金による運営支援</li> <li>・市との協力連携事業</li> </ul>

## 5. 君津市地域づくり協議会等への交付金

市の認定を受けた「設立準備会」及び「地域づくり協議会」に対し、設立後の活動を支援する交付金を交付します。

### 交付金の種類と交付対象経費

		交付対象経費	交付上限額
(1)準備会運営交付金		準備会の適正な運営及び活動に直接必要な経費	30万円
(2)協議会交付金	ア. 運営経費	協議会の円滑な運営を行うために必要な経費	20万円
	イ. 事業実施経費	地域づくり事業を実施するために必要な経費	80万円

※次の費用は交付対象になりません。

懇親や親睦を目的とした飲食代等、会議や活動の際の飲食代(社会通念上許容されるものを除く)、その他、会の運営や活動に直接必要のない費用

### (1)君津市地域づくり協議会準備会運営交付金

#### ①交付対象経費

準備会への交付対象経費は、8ページ掲載の「設立準備会の活動」に直接必要な経費です。

#### ②交付金の申請

「君津市地域づくり協議会準備会運営交付金交付申請書(別記第1号様式)」に、準備会運営計画書・収支予算書・構成員名簿等を添付し、市長に提出します。

交付金の交付は、同一年度内において、一つの準備会につき1回とします。

#### ③交付金の請求

市から「君津市地域づくり協議会準備会運営交付金交付決定通知書」が届いたら、「君津市地域づくり協議会準備会運営交付金交付請求書(別記第3号様式)」を市長に提出します。

#### ④交付決定内容の変更

交付決定した内容を変更したいときは、「君津市地域づくり協議会準備会運営交付金変更交付申請書(別記第4号様式)」に必要書類を添えて、提出する必要があります。



### ⑤実績報告書の提出

準備会運営交付金の申請をした年度の末日までに、「君津市地域づくり協議会準備会運営交付金実績報告書(別記第6号様式)」に準備会活動報告書・収支計算書を添え、市長に提出します。

### ⑥交付金の精算

実績報告により、準備会運営交付金に余剰金が出た場合は、市に返還します。

## (2)君津市地域づくり協議会交付金

### ①交付対象経費

地域づくり協議会への交付対象経費は、10ページの「地域づくり協議会の事業(活動)」掲載の事業を推進するために必要な経費です。

協議会の組織運営を行うための経費[ア. 運営経費]と、事業(活動)を実施するための経費[イ. 事業実施経費]に区分されます。

### ②交付金の申請

「君津市地域づくり協議会交付金交付申請書(別記第1号様式)」に必要書類[地域づくり協議会の運営計画書及び収支予算書、地域づくり事業の実施計画書及び収支予算書等]を添えて、市長に提出します。

交付金の交付は、同一年度内において、一つの協議会につき1回とします。

### ③交付金の請求

市から「君津市地域づくり協議会交付金交付決定通知書」が届いたら、「君津市地域づくり協議会交付金交付請求書(別記第3号様式)」を市長に提出します。

### ④交付決定内容の変更

交付決定した内容を変更したいときは、「君津市地域づくり協議会交付金変更交付申請書(別記第4号様式)」に必要書類を添えて提出する必要があります。

### ⑤実績報告書の提出

協議会交付金の申請をした年度の末日までに、「君津市地域づくり協議会交付金実績報告書(別記第6号様式)」に、必要書類[地域づくり協議会の活動報告書及び収支計算書・地域づくり事業の実施報告書、成果説明書及び収支計算書・その他市長が必要と認める書類等]を添えて、市長に提出します。

### ⑥交付金の精算

実績報告により、協議会交付金に余剰金が出た場合は、市に返還します。

### (3)経費区分

準備会運営交付金、協議会交付金の経費区分は、以下の通りです。

経費区分	内容
人件費	組織構成員の実働に対する対価
報償費	講師、協力者等への謝礼
旅費	交通費、駐車場代及び宿泊費等
消耗品費	事務用品、作業用品等(おおむね 3 年以上使用できるもので、単価が 10,000 円以上のものを除く。)
燃料費	車両、機材、暖房器具等の燃料
食糧費	社会通念上許容される、会議や活動の際の飲食代
印刷製本費	会議資料、チラシ、ポスター、パンフレット等
光熱水費	電気使用料、水道使用料、ガス使用料等
修繕費	活動拠点や使用する機材等の修繕
通信運搬費	切手代、はがき代、宅配料、電話代等
広告料	新聞・雑誌等広告掲載、案内看板・のぼり・啓発普及品の作成等に要する費用等
保険料	傷害保険、損害賠償保険料等
手数料	振込手数料、保健所等の検査料、特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費
委託料	専門的な技能を必要とする作業等の委託料
使用料及び賃借料	組織運営、会議、イベント開催等のための車両、機材、施設、家屋等の使用料及び賃借料
原材料費	原料又は材料等の購入に要する経費
備品購入費	団体運営や事業実施に当たり必要不可欠なもので、長期的に使用する物品の購入費(おおむね 3 年以上使用できるもので、単価が 10,000 円以上のもの。)
負担金	研修や資格取得に要する費用等
その他	市長が必要と認めたもの

## 6. Q&A

---

Q. 地域で説明会を開催してもらうことはできますか？

A. 設立準備会を公募する地域では、説明会を開催します。また、それ以外でも地域からのご要望があれば説明会を開催することもできますし、地域団体等の会議などにお呼びいただきご説明することも可能です。

Q. 協議会には、誰でも参加できますか？

A. 誰でも参加できます。その地域に住んでいる人・働く人・学ぶ人、また、出身の人、関わりを持ちたいと思う人など地域に関心を寄せる人が参加できる仕組みとしています。幅広い年齢や性別、多様な立場の方が関わることで、より効果的な事業が展開できると考えられます。

Q. 自治会との違いはなんですか？

A. 自治会は、主に字などを単位として、そこ住む人(世帯)によって構成されています。地域の課題についてみんなで考え、協力し解決することや、地域の安心確保に向けた親睦と交流、連帯感を深めること、情報交換などを担う組織です。

一方で地域づくり協議会は、公民館エリアを基本単位として、住む人はもちろん、その地域に関心を寄せる人など個人有志による構成を基本としています。地域に活力や誇りを生み出すことや地域の困りごとなど、地域住民共有のテーマに自主的・主体的に取り組むことを目指しています。

自治会と地域づくり協議会は、重複する役割もありますが、自治会は生活扶助的機能(伝統的・慣習的活動)を主に担っていることに対し、地域づくり協議会は、地域資源を活用したいいわゆる地域活性化と地域課題解決(挑戦的事業)を主に担う組織と言えます。

地域づくり協議会が、自治会とは異なる構成員、手法、アプローチで地域づくりに取り組むことにより、更なる地域コミュニティの活性化と多様な住民自治が実現することを目指しています。

Q. 同じ公民館エリアで、2つの協議会を作ることはできますか？

A. エリアに1つを想定しているため、もし複数の設立希望があった場合は、市が調整し、当事者間で協議いただいたうえで、どちらか一方、または複数組織の連合体を地域づくり協議会として認定します。

(公民館エリアが広大な地域では、地域での協議の結果により、例えば分館エリア単位での地域づくり協議会発足も想定されます)

Q. 伴走支援とは具体的にどのようなことですか。

A. 市が側面的な支援として実施する、ひと(担当職員の配置)、しきん(交付金制度)、しくみ(市による認定など)の3点を主に指します。

地域づくり協議会は、自主的・自立的に運営されることが原則です。担当職員の役割としては、発足後数年で、会議などの団体運営や事務に関する支援などではなく、市との連絡・調整、資料や情報の提供・共有、学習等の機会提供、人や団体などとの接点づくり、県・国等との接点づくりなど、「行政でなければできないこと」に絞ったものとなることを想定しています。(具体的な支援内容は12～14頁をご参照ください)

## 7. 各種様式

### (1) 君津市地域づくり協議会準備会運営交付金

- [別記第1号様式 君津市地域づくり協議会準備会運営交付金交付申請書](#)
- [別記第3号様式 君津市地域づくり協議会準備会運営交付金交付請求書](#)
- [別記第4号様式 君津市地域づくり協議会準備会運営交付金変更交付申請書](#)
- [別記第6号様式 君津市地域づくり協議会準備会運営交付金実績報告書](#)

### (2) 君津市地域づくり協議会の認定

- [別記第8号様式 君津市地域づくり協議会認定申請書](#)
- [別記第10号様式 君津市地域づくり協議会認定内容変更申請書](#)

### (3) 君津市地域づくり協議会交付金

- [別記第1号様式 君津市地域づくり協議会交付金交付申請書](#)
- [別記第3号様式 君津市地域づくり協議会交付金交付請求書](#)
- [別記第4号様式 君津市地域づくり協議会交付金変更交付申請書](#)
- [別記第6号様式 君津市地域づくり協議会交付金実績報告書](#)

別記第1号様式（第6条第3項）

君津市地域づくり協議会準備会運営交付金交付申請書

年 月 日

君津市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

君津市地域づくり協議会準備会運営交付金の交付を受けたいので、君津市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付資料

- (1) 準備会運営計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿

君津市地域づくり協議会準備会運営交付金交付請求書

年 月 日

君津市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け第 号により交付決定のあった君津市地域づくり協議会準備会運営交付金について、君津市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第6条第5項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 本・支店
種目	普通・当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

君津市地域づくり協議会準備会運営交付金変更交付申請書

年 月 日

君津市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け第 号により交付の決定を受けた君津市地域づくり協議会準備会運営交付金について、下記のとおり変更したいので、君津市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第6条第6項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由



君津市地域づくり協議会準備会運営交付金実績報告書

年 月 日

君津市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け第 号により交付の決定を受けた君津市地域づくり協議会準備会運営交付金に係る活動を完了したので、君津市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第6条第8項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 実績報告額 円

3 添付書類

(1) 準備会活動報告書

(2) 収支計算書

君津市地域づくり協議会認定申請書

年 月 日

君津市長 様

所在地

団体名

申請者

代表者氏名

代表者生年月日 年 月 日

君津市地域づくり協議会の認定を受けたいので、君津市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 地域づくり協議会の名称

2 対象区域

3 地域づくり協議会の構成員 人

4 地域づくり協議会の活動を始める日 年 月 日

5 添付書類

地域づくり協議会の認定要件を満たすことを証する書類

君津市地域づくり協議会認定内容変更申請書

年 月 日

君津市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け第 号により認定を受けた君津市地域づくり協議会について、下記のとおり認定申請の内容を変更したいので、君津市地域づくり協議会の認定等に関する要綱第7条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

変更の内容を証する書類

君津市地域づくり協議会交付金交付申請書

年 月 日

君津市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

君津市地域づくり協議会交付金の交付を受けたいので、君津市地域づくり協議会交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

内訳

(1) 地域づくり協議会運営経費 円（上限20万円）

(2) 地域づくり事業実施経費 円（上限80万円）

2 添付資料

(1) 地域づくり協議会の運営計画書及び収支予算書

(2) 地域づくり事業の実施計画書及び収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

君津市地域づくり協議会交付金交付請求書

年 月 日

君津市長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付け第 号により交付決定のあった君津市地域づくり協議会交付金について、君津市地域づくり協議会交付金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 本・支店
種目	普通・当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

別記第4号様式（第11条）

君津市地域づくり協議会交付金変更交付申請書

年 月 日

君津市長 様

所在地  
申請者  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号により交付の決定を受けた君津市地域づくり協議会交付金について、下記のとおり変更したいので、君津市地域づくり協議会交付金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

別記第6号様式（第13条）

君津市地域づくり協議会交付金実績報告書

年 月 日

君津市長 様

所在地  
申請者  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号により交付の決定を受けた君津市地域づくり協議会交付金に係る活動を完了したので、君津市地域づくり協議会交付金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 実績報告額 円

3 添付書類

- (1) 地域づくり協議会の活動報告書及び収支計算書
- (2) 地域づくり事業の実施報告書、成果説明書及び収支計算書
- (3) その他市長が必要と認める書類



きみつ地域づくり協議会ガイドライン  
令和6年（2024年）4月策定

君津市 地域づくり課 市民活動支援係

TEL 0439-56-1483

FAX 0439-56-1629

メール [chiiki@city.kimitsu.lg.jp](mailto:chiiki@city.kimitsu.lg.jp)